

審査基準及び標準処理期間

令和4年3月15日作成

法令等名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の3の2第1項
处分の概要	クロスボウ射撃指導員の指定
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	<p>銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の3の2第1項</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則</p> <p>第1条(届出及び申請の手続)</p> <p>第42条の2(クロスボウ射撃指導員の基準)</p> <p>第43条(射撃指導員の指定の申請の手続)</p>
審査基準	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。</p> <p>なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1)「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の处分を指す。</p> <p>(2)「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3)「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的な事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有する。</p> <p>という趣旨である。</p>
標準処理期間	35日(うち経由期間28日)
申請先	住所地を管轄する警察署生活安全課保安係
問い合わせ先	住所地を管轄する警察署生活安全課保安係
備考	